

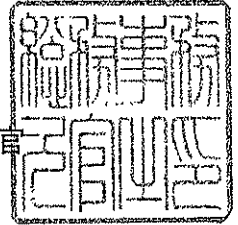


総行合第26号

平成18年5月31日

各都道府県知事 殿

総務事務次官



「市町村合併推進体制整備費補助金要綱」の一部改正について

「市町村合併推進体制整備費補助金要綱」（平成13年5月18日付け総務事務次官通知）の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、あわせて貴都道府県内の市町村に対して周知していただくようよろしく申し上げます。

## 市町村合併推進体制整備費補助金要綱の一部を改正する要綱

市町村合併推進体制整備費補助金要綱（平成13年5月18日付け総務事務次官通知）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成11年8月6日付け自治事務次官通知により作成した「合併推進要綱」を踏まえた取組を積極的に行うために都道府県が実施する体制整備に必要な経費の一部、」及び「その準備又は」を削り、「法の期限である平成17年3月31日までに」を「法の下で行われた」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

総務大臣は、法の適用を受ける市町村の合併により新たに設置され、又は他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村に対し、当該市町村が法第3条第1項の市町村建設計画に基づいて行う次項に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を、当該市町村の市町村建設計画の期間内に、予算の範囲内で交付するものとする。

第3条中第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項第3号」を「前項」に改め、「もの」の次に「で、市町村の合併に伴いその必要が生じたもの」を加え、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

- 3 総務大臣は、補助事業の実施に当たり特に必要と認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、合併市町村が法第11条の2第1項第3号に基づき、補助事業に充てることを目的として設けた基金の積立てに要した経費に対し、補助金を交付することができる。
- 4 前項により補助金を交付する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該地方債の償還期間内に交付を行うことができる。

第4条を次のように改める。

（補助金の額）

第4条 合併市町村に交付することができる補助金（前条第4項により交付する場合を含む。）の総額は、別表の左欄に掲げる合併関係市町村（法第2条第3項の合併関係市町村をいう。以下同じ。）の人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる合併関係市町村ごとの金額を合算した額を上限とする。

- 2 この要綱による改正前の市町村合併推進体制整備費補助金要綱（平成13年5月18日付け総務事務次官通知。以下「旧要綱」という。）第3条第1項第3号の合併市町村補助金は、前項に定める補助金の総額に含めるものとする。
- 3 補助金の額は定額とし、その単年度交付決定額の上限は、第1項に定める総額の上限から、交付を受ける年度より前の年度までに交付を受けた補助金の額を差し引いた額とする。

第5条第1項中「第3条第1項1号の体制整備費補助金、同項第2号の合併準備補助金又は同項第3号の合併市町村補助金（以下「補助金」という。）」を「補助金」に改め、「都道府県並びに」を削り、同条第2項中「準備補助事業に必要な経費又は合併補助事業」を「補助事業」に、「地方消費税法」を「地方消費税」に改める。

第7条中「都道府県並びに」を削る。

第8条第1項第1号中「体制整備事業に必要な経費、準備補助事業に必要な経費又は合併補助事業に要する経費の区分ごとに配分された額」を「補助事業に要する額」に改め、「各配分額の」を削り、同項第2号及び第3号中「体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業」を「補助事業」に改める。

第9条中「体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業」を「補助事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、前項の場合において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度を超えて事業を継続しようとする場合は、前項の報告を別記様式第5の2による繰越報告書により行うものとし、当該会計年度の3月31日までに総務大臣に報告しなければならない。

第10条中「体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業」を「補助事業」に改める。

第11条第1項中「体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業」を「補助事業」に改め、同条第3項中「合併市町村補助金」を「補助金」に改める。

第12条、第14条から第16条までの規定、第18条及び第19条中「体制整備事業、準備補助事業又は合併補助事業」を「補助事業」に改める。

附則第2条を削る。

別表を次のように改める。

(別表)

(金額は千円単位)

| 合併関係市町村人口           |         |
|---------------------|---------|
| ～ 5,000 (人)         | 60,000  |
| 5,001～ 10,000 (人)   | 90,000  |
| 10,001～ 50,000 (人)  | 150,000 |
| 50,001～ 100,000 (人) | 210,000 |
| 100,001～ (人)        | 300,000 |

別記様式を別紙のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成18年5月31日から施行する。

(旧要綱に基づき交付された補助金に関する経過規定)

第2条 この要綱の施行の前に交付された旧要綱第3条第1項第1号から第3号までの都道府県体制整備費補助金、合併準備補助金及び合併市町村補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金交付申請書

標記について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容

別紙1、2、3を添付してください。

2 補助金交付申請額

|                 |
|-----------------|
| 補 助 金 交 付 申 請 額 |
| (千円)            |

3 当該市町村等の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙1

○ 補助事業の内容

(単位：千円)

| 金 額 | 主 な 内 容 |
|-----|---------|
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
| 合 計 |         |

※ 上記の各項目について、別紙2、3を作成してください。

## 別紙2

### 事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙3のとおり

| 区分                |   | 全体計画 | 本年度<br>計画額 | 補助対象<br>経 費 |  |
|-------------------|---|------|------------|-------------|--|
|                   |   |      |            |             |  |
| 事業<br>の<br>内<br>容 |   |      |            |             |  |
|                   |   |      |            |             |  |
|                   |   |      |            |             |  |
|                   | 合 計   |      |            |             |  |
|                   | その他経費   |      |            |             |  |
|                   | 総 計   |      |            |             |  |
|                   |   |      |            |             |  |
| 財源<br>の内<br>訳     | 国庫支出金<br>都道府県支出金<br>地 方 債<br>その他特定財源<br>一 般 財 源 |      |            |             |  |
|                   | 総 計   |      |            |             |  |



補助事業者の名称  
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定に基づき通知します。

記

1 補助対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

|         |
|---------|
| 補 助 金 額 |
| (千円)    |

3 この補助金は、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第6条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金の交付の申請を取り下げたいので、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

| 金 額  |
|------|
| (千円) |

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金の補助事業の内容を変更したいので、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする補助事業の内容

別紙2、3を添付してください。

| 区 分   | 補 助 金 額 |
|-------|---------|
| 変 更 後 | (千円)    |
| 変 更 前 | (千円)    |

## 別紙2

### 事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙3のとおり

| 区分                |   | 全体計画 | 本年度<br>計画額 | 補助対象<br>経 費 |  |
|-------------------|---|------|------------|-------------|--|
|                   |   |      |            |             |  |
| 事業<br>の<br>内<br>容 |   |      |            |             |  |
|                   |   |      |            |             |  |
|                   |   |      |            |             |  |
|                   | 合 計   |      |            |             |  |
|                   | そ の 他 経 費                                       |      |            |             |  |
|                   | 総 計   |      |            |             |  |
|                   |   |      |            |             |  |
| 財源<br>の内<br>訳     | 国庫支出金<br>都道府県支出金<br>地 方 債<br>その他特定財源<br>一 般 財 源 |      |            |             |  |
|                   | 総 計   |      |            |             |  |

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 補助事業の施行の経過

3 補助事業完了予定日

| 区 分   | 補助事業の完了予定日 | 備 考 |
|-------|------------|-----|
| 変 更 前 |            |     |
| 変 更 後 |            |     |

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金繰越報告書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 繰越しの理由

2 補助事業の施行の経過

3 補助事業の内容

別紙2、3を添付してください。

| 補 助 金 額 | 支 出 済 額 | 繰 越 額 |
|---------|---------|-------|
| (千円)    | (千円)    | (千円)  |

4 補助事業完了予定日

| 区 分   | 補助事業の完了予定日 | 備 考 |
|-------|------------|-----|
| 変 更 前 |            |     |
| 変 更 後 |            |     |

## 別紙2

### 事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙3のとおり



| 区分                |  | 全体計画 | 本年度<br>計画額 | 補助対象<br>経 費 |  |
|-------------------|--|------|------------|-------------|--|
|                   |  |      |            |             |  |
| 事業<br>の<br>内<br>容 |  |      |            |             |  |
|                   |  |      |            |             |  |
|                   |  |      |            |             |  |
|                   | 合 計  |      |            |             |  |
|                   | その他経費                                      |      |            |             |  |
|                   | 総 計  |      |            |             |  |
| 財源<br>の内<br>訳     | 国庫支出金<br>都道府県支出金<br>地方債<br>その他特定財源<br>一般財源 |      |            |             |  |
|                   | 総 計  |      |            |             |  |

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業の状況報告書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 補助事業の状況

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業につき〔完了・廃止〕したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実績内容

別紙のとおり

2 補助金額

| 補 助 金 額 |
|---------|
| (千円)    |

別紙

○ 補助事業の実績内容 (単位：千円)

| 金 額 | 主 な 内 容 |
|-----|---------|
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
|     |         |
| 合 計 |         |

○ 補助事業の効果

今後の市町村合併の推進という観点から他の市町村にとって参考となるよう、本補助金に係る補助事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

補助事業者の名称  
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る補助事業については、これを確定し、平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金の額を下記のとおり決定しましたので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

総 務 大 臣 様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

市町村合併推進体制整備費補助金要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額）円
  
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額円
  
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額円
  
- 4 補助金返還相当額（3－2）円

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）  
取得財産等明細表

（単位：千円）

| 財産名 | 区分 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|-----|----|----|----|----|----|-------|------|------|-----|----|
|     |    |    |    |    |    |       |      |      |     |    |

- （注）1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、（イ）事務用備品、（ロ）事業用備品、（ハ）書籍、資料、（ニ）無体財産権（工業所有権等）、（ホ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号  
年 月 日

総務大臣様

補助事業者の名称  
その長の職、氏名

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る財産処分承認申請書

平成 年度市町村合併推進体制整備費補助金に係る財産処分の承認を受けたいので、市町村合併推進体制整備費補助金要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由



市町村合併推進補助金調書

平成 年度 省 管  
 総 務 所

団体名

(単位:千円)

| 国   | 地 方 公 共 団 体 |      |     |     |     |     |     |     |                   |                   | 備 考 |           |
|-----|-------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|-------------------|-----|-----------|
|     | 歳出科<br>算科   | 交付の額 | 収 入 |     |     | 支 出 |     |     | うち国庫<br>支出当<br>相額 | うち国庫<br>支出当<br>相額 |     | 翌年<br>繰越額 |
|     |             |      | 科目  | 予算額 | 決算額 | 科目  | 予算額 | 決算額 |                   |                   |     |           |
| (項) |             |      |     |     |     |     |     |     |                   |                   |     |           |
| (目) |             |      |     |     |     |     |     |     |                   |                   |     |           |

- (注) 1 「国」の「交付決定の額」は、交付決定の額を記載すること。  
 2 「地方公共団体」の「科目」は、収入及び支出については款、項、目をそれぞれ記載すること。  
 3 「予算額」は、収入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、支出にあっては、当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。  
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。  
 5 補助事業に係る支出予算額の繰越しが行われた場合における、翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金調書の作成は、本表に準じて記載すること。

別記様式第13

表 面

6.5 cm

第 号  
年 月 日発行

官 職 氏 名  
年 月 日生

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項に規定する検査員の証

年 月 日まで有効

総務大臣

9 cm

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律  
（昭和30年法律第179号）抜すい

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。